

電子処方箋導入促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 栃木県の交付する電子処方箋導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、電子処方箋管理サービスの導入に向けた栃木県内の保険医療機関等のシステム整備に要する経費を助成することにより、電子処方箋の活用・普及を促進することを目的とする。

(交付の対象施設等)

第3条 交付の対象となる施設（以下「対象施設」という。）及び事業は次のとおりとする。

- (1) 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「実施要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から実施要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業

(補助対象経費)

第4条 前条（1）から（3）までに掲げる事業に必要な経費とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次のとおり算定する。

- (1) 次の表の第3欄に定める基準額と前条に規定する補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（実施要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助率
第3条(1)の事業	大規模病院(病床数200床以上)	4,866千円	1/6
	病院(病床数200床未満)	3,259千円	1/6
	診療所、薬局	388千円	1/4
第3条(2)の事業	大規模病院(病床数200床以上)	1,356千円	1/6
	病院(病床数200床未満)	1,002千円	1/6
	診療所	245千円	1/4
	薬局	256千円	1/4
第3条(3)の事業	大規模病院(病床数200床以上)	6,022千円	1/6
	病院(病床数200床未満)	4,059千円	1/6
	診療所	542千円	1/4
	薬局	553千円	1/4

※金額はいずれも税込み。

※病床数は使用許可病床数とする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電子処方箋対応施設であることについて、医療機能情報提供制度及び薬局機能情報制度における医療情報ネットで公表されるための手続を行うとともに、施設内の掲示、ホームページ等への掲載により周知すること。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費の配分の変更及び内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (7) 知事の承認を受けて(6)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別記様式第1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) (1)から(10)までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(交付申請及び実績報告)

- 第7条 この補助金の申請及び実績報告(以下「申請等」という。)は、規則第4条第1項及び第13条の規定に基づき、知事が別に定める日までに、別表で定める事項を、別に定める方法により、知事に提出して行うものとする。
- 2 対象施設が前項の申請等を行う場合は、第3条各号に規定する事業の完了後に行うものとする。
 - 3 申請等は施設単位かつ基金の交付決定単位で行うものとする。

(交付決定及び額の確定)

- 第8条 前条の規定による申請があった場合において、知事は規則第5条第1項の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び交付すべき額の確定を行い別記様式第2により補助金の交付を受けようとする者に通知するとともに、申請者が申請等に記載した支援金振込先口座に振り込むものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6(2024)年10月17日から施行する。

別表

No	申請書項目	備 考
1	申請日	
2	申請者情報	個人・法人から選択 個人の場合は、氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス 法人の場合は、法人名・代表者名・郵便番号・所在地・電話番号・担当者名・メールアドレス
3	補助対象施設及び事業区分	対象施設区分（病院（200床以上）・病院（200床未満）・診療所・歯科診療所・薬局）から選択 施設名称（フリガナ）・郵便番号・住所・保険医療機関コード 対象事業区分（初期導入・新機能・初期及び新機能同時導入）から選択
3-(1)	【確認事項】申請者が受けられる補助率及び補助上限額	3の対象施設区分と対象事業区分を選択すると参考表示
4	補助交付要件の確認	基金からの交付決定通知日 交付の条件への同意
5	補助申請額の計算	総事業費・対象経費の実支出額・寄付金その他収入額・補助率・補助金申請額（千円未満切り捨て） 税込み金額
6	振込口座情報	銀行口座に振込・郵便局の通帳に振込から選択 銀行口座の場合、金融機関コード、金融機関名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナ 郵便局の場合、店番、口座番号、口座名義人カナ
6-(1)	委任状	振込口座名義と代表者名義が異なる場合添付
7	添付書類	画像又はpdf、xlsxデータ等 基金発行の交付決定通知の写し・基金申請時に提出した領収書及び領収書内訳書の写し・振込口座通帳の写し（口座番号、口座名義等が確認できるもの）
8	連絡事項	事務局への連絡事項

(別記様式第1)

令和 年 月 日

栃木県知事 様

補助事業者住所
氏名又は名称及び代表者名
施設名
連絡先
担当者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日栃木県指令〇〇第 号により交付決定のあった電子処方箋導入促進事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要県補助金返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類(積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等)を添付する。

(別記様式第2)

第 号
令和 年 月 日

申請者 様

栃木県知事

電子処方箋導入促進事業費補助金交付決定通知書（兼）額の確定通知書

このことについて、電子処方箋導入促進事業費補助金交付要領第9条により、下記のとおり交付を決定し、補助金の額を確定します。

記

- 1 補助金の交付決定・確定額 金 円
- 2 交付条件 電子処方箋導入促進事業費補助金交付要領第6条の定めを条件として交付する。

保健福祉部〇〇課
〇〇担当
TEL:028-623-〇〇